

実践編・書式編の見取り図

被害者から聞き取り

犯罪事実一覧表



→ p 19

- ✓ 被害事実の調査
- ✓ ヤミ金情報の収集
- ✓ 証拠の収集

家族へ打ち明ける

ヤミ金撃退10ヶ条



→ p 27

職場へのお願い

職場・ご近所の皆様へ



→ p 30

ヤミ金へ通知

通知書



請求書



→ p 32

- ✓ 支払を拒否
- ✓ 被害弁償の請求
- ✓ 取立てを止める

警察へ被害届

被害届について



→ p 38

警察の対応アンケート



- ✓ 捜査要請
- ✓ 警告電話の要請
- ✓ 携帯電話利用停止制度の活用要請

銀行へ口座凍結要請

口座情報提供シート



→ p 48

口座情報提供書 被害回復分配金支払申請書



- ✓ 口座凍結要請
- ✓ 被害回復分配金の支払申請

携帯電話会社へ要請

不正利用の情報提供及び要請書



→ p 60

監督官庁へ申立

行政処分申立書



→ p 72

1 被害者からの聞き取り

解決するという決意(恐怖心を取り除く)

相手がヤミ金でも、毅然とした対応をとれば解決することができます。

そのためには、法律家に依頼する場合でも、被害者の会の支援をうけて自分自身で対応する場合でも、被害者本人が「解決するんだ」という強い気持ちを持ち続けることが必要です。ヤミ金は、被害者本人と法律家や被害者の会などの切り離しを図る目的で、嫌がらせを続けることもあります。そんなとき、被害者本人が「やっぱり駄目なんだ」と早々に諦めてしまえば、ヤミ金の思うつぼです。これからもずっと、ヤミ金の言いなりになりますか？

一方、相談を受ける側（弁護士、司法書士、被害者の会）は、被害者の心情を理解することに努める必要があります。叱りつけるだけではうまくいかないし、法律論を解説すればうまくいくというわけでもありません。まず、被害者の恐怖心を取り除くことが重要です。被害者が抱いている恐怖心も、いろいろあります。それらを一つ一つ取り除いていくことも、大事な仕事です。

ヤミ金被害の全部を話してもらう(怒られるのが恐い)

被害者は「この業者は恐いから」「この業者は優しいから」「まだいっぺんも払っていないから」「これくらいは自分で払えるから」など、いろいろな理由で一部のヤミ金を隠してしまうことがあります。相談に来る前に家族などから怒られて来たうえ、相談に来てからも「こんなにたくさん借りたのか！」と、また怒られるかも知れない」という恐れが邪魔をすることもあります。ヤミ金が恐いだけでなく、家族や相談員が恐いという心理は、被害者本人以外にはなかなか分かりません。最初から全部を話すということは、第三者が想像する以上に難しいようです。「正直に全部申告するのが当たり前」と思っていると、被害者の方は「実は……」と何度も小出しにしてくる、それをまた「何で隠していたんだ」と怒る、という繰り返しになります。こういう心理は、経験のある人（被害者）ほどよく分かるようです。被害者の会では、まず「何件あっても大丈夫だよ」と被害者を安心させて、法律家でない被害者の相談員が自分の体験を語りながら、相談者に強くなってもらうように説得していきます。

隠し事をしないで全部を話してもらうことが、解決の第一歩です。相談を受ける側も、そういう働きかけに努めることが必要です。

払う必要がないことを理解してもらう

被害者本人は、「借りたお金は返さないといけない、でもどうにもならない」という一心で相談に来ています。しかし、ヤミ金事件の解決の根本方針は「いっさい払わないこと、犯罪者の要求に屈しないこと」にあり、被害者の考えてきたことを180度ひっくり返すような方針です。最初のうちは、本当にそれでいいのか?と疑問に思って、自信を持てないかも知れません。「なぜ払う必要がないのか」を、よく理解してもらう必要があります。

大事なことは、「いっさい払う必要がない」ことを相談者の家族にも理解してもらうことです。家族には、もともと「借りた本人が悪い」「家に何度も迷惑をかけてきた」などと本人を責める気持ちがあるので、「元本も返さないなんて、そんな勝手なことを言って良いのか!」という考え方だとらわれがちです。家族に非難されれば、本人の「いっさい払わない」という決心がぐらついてしまいます。それこそヤミ金の思うつぼです。ヤミ金は、「周りから取る」ことを最初から狙っているのです。

「なぜ払う必要がないのか」を理解してもらうには、ヤミ金業者の手口、借りさせられている状況（基礎知識編5「誰を、なぜ狙うのか」を参照）とともに、解決後の生活が一番大事なことであるという点を、よく説明する必要があります。

2 犯罪事実一覧表の作成

犯罪事実一覧表の作成は、ヤミ金事件で一番重要な作業です。いつ、いくら貸付けを受けて、いつ、いくら払う約束をさせられたのか。いつ、いくら払えと要求されたか。いつ、いくら払ったのか。出資法違反、貸金業法違反というヤミ金の犯罪事実を、具体的に明らかにします。

相談者に持参してもらうもの

- ① 貸付金が振り込まれた預金通帳
- ② 支払ったお金の振込明細書
- ③ 取引内容をメモした手帳
- ④ 借入申込書類などヤミ金とやり取りをした書類
- ⑤ ヤミ金の勧誘チラシ、ダイレクトメールなど

書類が完全には揃わないとき

持参してもらった書類に照らし合わせながら、一つ一つのヤミ金との取引経過等を書き出していきます。書類が完全に揃っていない部分は、被害者の記憶に沿って補充しなければなりません。被害者には思い出すこと自体が苦痛な作業でしょうが、相談員がいくら頭をひねってみても、自分が経験していない事実は分からないです。自分のことなのだから、自分で思い出してもらう必要があります。少なくとも「いくら借りて、何日後にいくらで完済」「ジャンプするための利息はいくら」といった基本的内容は、思い出すことができるはずです。記憶に基づく被害者本人の供述も、重要な証拠なのです。手元の資料と突き合わせながら、あとは理詰めで埋めていく作業です。

貸付年月日

貸付金が振り込まれた預金通帳や借入申込書類、取引内容をメモした手帳などで特定します。それがなければ、振込明細書で特定できる支払日から、「借りて何日後に完済あるいは利払い」という約定「期間」で逆算して、貸付年月日を特定します。

約定の「期間」は、例えば同じ「10日」と言っても、「初日を入れて1, 2, 3…」と数えるパターン（実日数は9日間）と、「翌日から1, 2, 3…」と数

えるパターンと、両方あるので注意が必要です。

実際の受領額(貸付額)

貸付時に、先払利息、書類代、手数料、調査料、振込費用など、さまざまな名目のお金が元本から天引きされていることがあります。名目のいかんを問わず、天引きがあったときは実際の受領額を貸付額として記入します。貸付金が振り込まれた預金通帳や取引内容をメモした手帳などで、実際の受領額を特定します。それがなければ、本人の記憶で書きます。

返済日

支払ったお金の振込明細書や取引内容をメモした手帳などで、返済日を特定します。それがなければ、特定できた貸付日や別の返済日から約定の期間で日数計算をして、特定します。他のヤミ金からの貸付金でその返済をしたのなら、そのヤミ金から貸付金が振り込まれた日、あるいはその翌日ではないか、本人の記憶と照らし合わせて特定していきます。

利息額

振込明細書やメモなどから特定される支払金額のうち、その支払がなされた時点において「この金額は元本として受け取った」ことが明確に示されたもの以外は、すべて利息として支払ったことになります。

支払総額が約定元本よりも少ない（過払になっていない）場合に、ヤミ金が「まだ利息を受け取ったことにならない」と言い張ることがありますが、その主張は法律的には成り立ちません。ヤミ金が受け取った元本以外の金銭は、すべて利息です。いったん利息として受け取ったという事実を、あとづけの屁理屈で打ち消すことはできません。

振込明細書などの書類がなければ、被害者が記憶している基本的な契約内容などから特定します。約定の完済額と実際の受領額との差額、指定されたジャンプ金の額、などが利息額です。

まだ未払いの「契約させられた利息の額」「要求された利息の額」も、同様にして特定します。

年利率

計算方法は、

年利率 (%) = 利息額 × 365 ÷ 日数 ÷ 実際の受領額 × 100
です。詳しくは、基礎知識編の「利率を計算してみよう」を参照して下さい。

犯罪利用電話

携帯電話の着信履歴や、ダイレクトメール、チラシ、名刺、本人のメモなどから特定します。電話番号の記入間違がないように、注意が必要です。犯罪利用電話が複数あれば、すべて記入します。

犯罪利用口座

振込明細書、振込専用通帳、振込カードなどから特定します。口座番号の記入間違がないように、注意が必要です。犯罪利用口座が複数あれば、すべて記入します。

登録番号

金融庁「登録貸金業者情報検索サービス」で検索します。

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

金融庁のホームページで「各種情報検索サービス」→「登録貸金業者情報検索入力ページ」をクリックすると、たどりつきます。電話番号や、商号・名称、代表者氏名などで、貸金業者の登録番号などを検索できます。「該当なし」であれば、相手は無登録業者です。無登録で貸金業を営んでいれば、貸金業法違反です。携帯電話では貸金業の登録が認められていないので、携帯電話しかない業者は無登録業者です。

スポーツ紙や夕刊紙に広告を出しているヤミ金なら、広告の中に登録番号が記載されているはずです。

ダイレクトメールには、架空の登録番号が記載されていることがよくあります。確認が必要です。

特記事項～違法取立て

違法取立ての具体的な事実などを記入します。「いつ、だれが、だれに対して、何をしたか」を記入します。書ききれないときは、違法取立ての事実を詳細に記載した書面を「別紙」として添付し、特記事項欄には「別紙のとおり」と書いておきます。

違法取立ての証拠としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ① 取立て状況を録音したもの（テープ、I C レコーダー、携帯の留守電）
 - ② 違法取立て文書の現物（F A X、督促状、貼り紙）
 - ③ 取立て状況を撮影した写真（着信履歴の画面をデジカメ撮影）
 - ④ 取立て状況を示す書類（F A Xの受信履歴など）
-

特記事項～無登録者広告勧誘

登録番号を検索しても該当がない（つまり無登録者である）のに、チラシやダイレクトメールで勧誘をしていた場合は、貸金業法違反です。当てはまる場合は、特記事項として「無登録者であり、ダイレクトメールで勧誘した」と記入します。

特記事項～登録貸金業者の書面不交付

相手が登録貸金業者で、借用書の控えを渡さない、支払をしても領収書をくれない、という場合は貸金業法違反です。当てはまる場合は、特記事項として「登録貸金業者であり、契約書面・受取証書を交付しない」と記入します。

「犯罪事実一覧表」の記入例は、次のページのとおりです。参考にして下さい。

犯罪事実一覧表

高金利 無登録

被 告 發 人	名称(店名)	〇〇ファイナンス	個人名しか分からぬ時は個人名を記入				
	個人名	タケナカ	貸付金を振り込んだ時の名前など				
	住所	不明	複数あればすべて記載する				
	犯罪利用電話	090-4***-****	090-8***-****	080-1***-****			
	FAX	090-4***-****					
登録番号	無登録			複数あればすべて記載する			
犯 罪 利 用 口 座	銀行	新日本	太陽	東都			
	支店	新潟	川崎	本郷台			
	口座番号	87*****	55*****	91*****			
	口座名義	ストウ〇〇	カトタ××	シマノ〇〇			
被 害 者	氏名	山田花子 (ヤマダハナコ)					
	住所	東京都豊島区〇〇町3-13-8〇〇マンション209号室					
	電話	090-9***-****					
告 發 人	氏名	〇〇の会 山本太郎					
	住所	東京都新宿区〇〇町3-5-12〇〇ビル2階 〇〇の会					
	電話	03-5***-****					
特 記 事 項	2014年6月4日午後10時頃から同日午後10時20分頃にかけて、3回にわたって被害者の携帯電話に電話をかけ、「実家に請求する」「会社をクビにしてやる」などと怒鳴った。その後被害者が電話に出ないでいると、同日午後11時30分頃までの間に26回にわたり電話をかけた。						
	無登録者であり、ダイレクトメールで勧誘した。						
証 拠	<input checked="" type="checkbox"/> 振込明細 <input checked="" type="checkbox"/> 預金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> ダイレクトメール <input checked="" type="checkbox"/> 録音 <input checked="" type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> メモ <input type="checkbox"/> 電報						
	<input type="checkbox"/> FAX文書 <input type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/> その他						
高 金 利	<input checked="" type="checkbox"/> 契約 <input checked="" type="checkbox"/> 受領 <input type="checkbox"/> 要求						
	元本	天引額	実交付額	期間(日数)	約定完済額	実質年率(%)	
	50,000	20,000	30,000	7	50,000	3476%	
取 引 内 容	年月日	実交付額	支払額	うち元金充当額	利率	支払方法	証拠
	H26.4.13	30,000					預金通帳
	H26.4.20		20,000		3476%	①口座振込	
	H26.4.27		20,000		3476%	①口座振込	振込明細書
	H26.5.6		30,000		4056%	②口座振込	振込明細書
	H26.5.11		20,000		4867%	②口座振込	
	H26.5.18		20,000		3476%	②口座振込	振込明細書
H26.5.25		50,000	30,000	3476%	③口座振込	振込明細書	
						預金通帳	

犯罪事実一覧表

高金利 無登録

被 告 発 人	名称(店名)					
	個人名					
	住所					
	犯罪利用電話					
	FAX					
登録番号						
犯 罪 利 用 口 座	銀行					
	支店					
	口座番号					
	口座名義					
被 害 者	氏名	()				
	住所					
	電話					
告 発 人	氏名					
	住所					
	電話					
特 記 事 項	(取立規制違反の事実、犯罪利用電話・口座の追加情報、未払事案での高金利要求の事実等)					
証 拠	<input type="checkbox"/> 振込明細 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> ダイレクトメール <input type="checkbox"/> 録音 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> メモ <input type="checkbox"/> 電報					
	<input type="checkbox"/> FAX文書 <input type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/> その他					
高 金 利	<input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 受領 <input type="checkbox"/> 要求					
	元本	天引額	実交付額	期間(日数)	約定完済額	実質年率(%)
取 引 内 容	年月日	実交付額	支払額	うち元金充当額	利率	支払方法

3 家族に打ち明ける

被害者本人は、「これ以上、家族に迷惑をかけられない」「離婚される」という恐れから、ヤミ金被害にあっている事実を家族に隠してしまいがちです。

ヤミ金は、最初は「家族には内緒にしておきますから大丈夫ですよ」などと恩着せがましい勧誘をしておきながら、支払ができないと「家族から返してもらいますよ」などと、脅しの材料として徹底的に利用します。

被害者本人は法的なことは全く分からぬいため、「返済ができなかつたら、家に電話が入ってしまう」という恐れから、返済のために他のヤミ金から借りるという行動を繰り返してしまいます。年利100%を超えるような高金利での自転車操業ですから、無理に決まっています。当然、払えなくなる日がやってきます。そこでどうしようもなくなって家族に打ち明けると、「こんなに膨らんでから言われても」「何回も家で肩代わりしてきたのに」などと怒られてしまいます。ヤミ金からは脅され、家族からは怒られて、被害者本人は、「借りた自分が悪い」「こんなことになっているのは自分だけだ」などと自分を追いつめて孤立し、家族に内緒にして自転車操業を繰り返す、という行動にますます拍車がかかってしまいます。それがヤミ金の狙いです。

被害者本人へー勇気を出して

勇気を出して家族に打ち明けて下さい。一度に多くのことを話すことはできないかも知れません。しかし、「ヤミ金問題を解決するために相談に行く」ということは、せめて言ってみてください。

解決後の生活が大事

多くの場合、ヤミ金被害にあった背景に、サラ金・クレジットなどの多重債務問題が存在しています。多重債務問題はサラ金の高金利・過剰与信によって生じる構造的問題であり、必ずしも本人だけの責任ではありません。この点は、法律家や被害者の会などの第三者から客観的に説明されれば、家族としても受け入れやすいと思います。ヤミ金問題の解決だけでなく、その原因となった借金の法的整理、二度と多重債務に陥らないための生活改善など、家族と一緒にあって解決していくことを目指していきます。「やってしまったことは、しょうがない。解決後、これから的生活が一番大事なんです」という割り切りを示すことも、はじめの一歩を踏み出してもらうためには有効です。

連絡先を知られた親族には

ヤミ金は、貸付けの「審査」という口実で、同居の家族以外の親族についても、電話番号や勤め先などを聞き出そうとします。その親族のところには、ヤミ金から電話がかかる可能性があります。1件のヤミ金が得た情報は、他のヤミ金にも伝わっている可能性があります。放っておけば、それらの親族は、何の心構えもなしに嫌がらせを受けることになってしまいます。

すぐに連絡を入れて、「自分はヤミ金被害にあった。法律家や被害者の会の支援を受けて解決しようとしている」「ヤミ金から電話がくるかも知れないが、そのときは、関係ない、迷惑だ、と言って突っぱねて欲しい」と事前にお願いしておくことが必要です。

「自分でどうしたらいいか分からない、どうしよう」と言われるのと、「自分はこうするつもりですが、よろしくお願ひします」と言われるのとでは、受け止め方も違います。必要な情報は早く伝えることが何より大事です。

ヤミ金撃退 10ヶ条

- 第1条 ヤミ金被害解決の第一歩として、所轄の警察に被害届を提出する。
- 第2条 ヤミ金が利用している携帯電話の利用停止と口座凍結を申請する。
- 第3条 ヤミ金が取立てに来たら110番し、家の中には絶対入れない。
- 第4条 電話の通話内容を録音する。
- 第5条 本人はもちろん親族、関係者に対する取立てがあれば、警察に告発する。
- 第6条 通知書を出し、返事のないヤミ金に対しては徹底して請求する。
- 第7条 家の前や路上で捕まりそうになった時には大声で助けを求める。
- 第8条 張り紙やプライバシーの侵害があればすぐに証拠写真を撮り、現物を保存し告発する。
- 第9条 ヤミ金に暴力をふるわれたら、すぐに診断書を取って告発する。
- 第10条 ヤミ金被害撲滅のため、被害救済の運動に参加する。

4 職場や近所の人に説明する

ヤミ金から嫌がらせを受けた周囲の人たちは、突然降りかかった災難に動転して、怒りの矛先を被害者に向かがちです。それでも、事情をよく把握し、冷静を取り戻してみると、味方してくれる人もでてきます。そう信じて、ヤミ金被害にあってのこと、警察に被害届を出し、法律家や被害者の会の支援を受けて解決しようとしていることなどを、よく説明して下さい。

そうは言っても、自分の口から説明するのは、なかなか難しいと思います。説明が難しいところは、被害者の会の「職場・ご近所の皆様へのお願い」文書などを相手の方に渡して、補って下さい。

職場を辞めずに頑張る

迷惑行為を行っているのはヤミ金です。そのこと自体を解雇の理由にしてはならないはずです。いたたまれない気持にもなるでしょうが、失業したら生活が困難になります。自分から辞めてしまうのではなく、職場の上司とも相談して、職場に残る方向で頑張って下さい。第三者である相談員から一言、口添えしてあげることが有効な場合もあります。会社の対応に問題がある場合は、弁護士会の法律相談などで専門家の助言を受けて下さい。

会社も営業妨害の被害者です。一緒に警察に被害届を出しに行くなど、ヤミ金撃退のための協力のお願いをして下さい。

近隣への迷惑行為

住宅地図や電話帳などの電子情報を使って、近隣住民や子どもの学校などに嫌がらせ電話をかけるヤミ金もいます。住民の生活の安全が脅かされているのですから、警察に被害届を出しに行って、警告電話や、携帯電話の利用停止制度の活用などを要請して下さい。

寿司、ピザなど偽の注文をされた場合

自分が注文したのではないから、配達された商品を引き取る義務はありません。事情を説明して、引き取ってもらって下さい。こういうお店も損害を被るのですが、それでも被害者がヤミ金による嫌がらせの結果を全部引き受けなければならないという理由もありません。

5 ヤミ金業者への通知

犯罪事実一覧表に、ヤミ金業者の名称、個人名、犯罪利用電話、犯罪利用口座、登録番号、高金利の内容、取引の内容などの基本的な事項を記入できたら（特記事項などは後回しでも構わない。FAXは分からぬことが多い）、ヤミ金業者に対して通知します。

通知の内容は、①警察に告発する、②今後いっさい支払をしない、③支払った金額の返還（被害弁償）を求める、というものです。一度も支払っていない相手には、③はないので、①と②を伝えることになります。

通知書の送付

複数のヤミ金業者に同じ用件を伝えるには、書面を送って通知する方法が能率的です。通知書の文面については、支払をしたことがある相手に対する「請求書」、一度も支払っていない相手に対する「通知書」、それぞれの書式を参考にして下さい。

書面を送るにも、FAXであれば直ちに相手に到達するし、何月何日何時に到達したという通信記録を手元に残すことも簡単にできます。ダイレクトメールや名刺などにFAX番号が記載され、実際に被害者がそのFAXを使って契約申込をしていれば、間違いないでしょう。

FAX番号が分からぬ場合は、ヤミ金に電話してFAX番号を聞き出します。「教えて下さい」と「お願い」する筋合いでないで、「通知書を送るけれど、どこに送ればいいですか」「FAXでいいですか、郵便がいいですか」「FAXは何番ですか」「住所はどこですか」と単純に質問すれば十分です。

電話で通知

身元が割れることを警戒して「FAXはない」「住所も教えない」「教えたくない」「通知書はいらない」というヤミ金に対して、「教えろ」「教えない」という押し問答を繰り返すと、それはそれでヤミ金も嫌気がさすでしょうが、余り能率的とも言えません。「通知書は要らないんですか、じゃあこの電話で分かつたということですね」「あなたが納得するかどうかじやなくて、お知らせすべきことはお知らせしておきますから」ということで、「通知書」「請求書」の文面を参考にしながら、①警察に告発する②今後いっさい支払はしない③被害弁償をしてもらいたい、という要点を述べ、「念のためこちらの連絡先を口頭でお伝

えしておきます」ということで、法律事務所や「被害者の会」の電話番号を教えて話を切り上げても構わないでしょう。

相手は犯罪者、こちらは被害者

「お金を貸した、借りた」という相手の土俵で話をはじめると、形勢不利になってしまうのは当たり前です。「相手は犯罪者、こちらは被害者」という基本的な立場をしっかり意識して話をすることが大事です。

「もうお金がなくて、払えなくなりました」と言うと、「それはお前が悪い」「約束を守れないのか」と、相手は優位に立って攻めてきます。しかしこの優位はまやかしです。ヤミ金は、自分の犯罪行為をたなに上げて、「約束は守れ」という一般論に話をすり替えているだけなのです。

正しい法律の土俵に乗った話し方は、「あなたのやっていることが出資法違反」ということが分かりました。今後いっさい、お金は払いません」です。「借りた金を返すのは当たり前だろう」とヤミ金が言えば、「犯罪でなければ、そうですね」と切り返します。「もう請求しないから、それでナシということでいいだろ」とヤミ金が言えば、「被害弁償はしないんですか」と食い下がります。

ヤミ金が「お前ら（法律家や被害者の会）は関係ない、本人にはとことん追い込みをかけるから」と言えば、「本人には警察署に行かせます。本人の周りは警戒態勢に入りますから」と切り返します。ヤミ金が「払わないならそれでいいよ、周りに払ってもらうから」と言えば、「関係ない人に請求するなら恐喝ですね、罪は重くなりますよ」と切り返します。ヤミ金が「証拠があるのか」と言えば「ありますよ、でも教えない」「証拠隠滅、逃亡の恐れがありますから」と切り返します。

その時その場で言い負かす必要はない

何が何でも口論に勝たねばならないと、そこまでこだわる必要もないでしょう。ハイ分かりましたと言いながら、陰で悪いことをしているヤミ金も少なくありません。熱くなつて罵り合いをしていると、ヤミ金と同じレベルになってしまいます。ヤミ金は、「自分の同類以下」とみた相手には熱心に嫌がらせをします。理屈で押していくても、ヤミ金はもともと自分が犯罪行為をしていることは知っているので、「うるさい、バカ野郎」と開き直るだけです。

悪慣れしてヤミ金と意気投合するのも間違います。ケジメを失つてしまいがちです。ヤミ金に言ってあげることがあるとすれば、「早く足を洗わないと、人生が台無しになりますよ。それでいいんですか」ということです。

年 月 日

御中

丁

電話

通知人

() 会)

事務所

電話 () FAX ()

損 害 賠 償 請 求 書

私は、貴殿から貸金返還請求を受けている者ですが、貴殿に対し、以下の通り通知します。

- 出資法5条は、業として、年20%を超える高金利の契約をし、受領し、又は支払を要求する行為は5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（又はこれらの併科）に、年109.5%を超える高金利の契約をし、受領し、又は支払を要求する行為は10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金（又はこれらの併科）に処せられるべき犯罪行為であると定めています。貴殿による高金利の契約、高金利の受領は、出資法5条に違反する犯罪行為です。
- 貴殿が行っているのは、著しく高利の貸付けという形をとって、私から元利金等の名目で違法に金員を取得し、多大な利益を得るという反倫理的行為（社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為）です。

金銭の貸付の契約という形をとっても、それは公序良俗に反し無効のものであり（民法90条）、貸金返還請求権は存在しません。また、このような反倫理的行為に係る給付、すなわち不法原因給付についての不当利得返還請求は許されません（民法708条）。従って、いかなる名目であれ、貴殿が私に対して金銭の支払を請求する権利はありません（最高裁判所平成20年6月10日判決）。

ここに私は、貴殿に対し、今後いっさい支払をしないことを通告します。

- 貴殿が私に対して行った貸付けや、元利金等の弁済の名目により私から金員を受領した行為は、私に対する不法行為（民法709条）を構成し、私が支払わされた金銭は不法行為による損害に当たります。そして、反倫理的行為に該当する不法行為の手段として貴殿から私に貸付けとしての金員が交付されたのですから、これを私が受けた損害額から控除することは許されません（最高裁判所平成20年6月10日判決）。

そこで、今まで私が支払った金銭は、全額、私に返還して下さるよう請求します。請求金額は下記のとおりですので、本書到達後3日以内に下記振込口座に送金する方法でお支払い下さい。

請求 金 額 金	円
指定振込口座	銀行 支店 普通預金
口座番号	名義

- 万一、私や親族、関係者に対し取立行為に及んだ場合、誠意ある回答、連絡なき場合は、損害賠償請求訴訟、出資法違反の告発、犯罪収益移転防止法に基づく「疑わしい取引の届出」の申告、振り込め詐欺被害者救済法に基づく口座の凍結要請、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者本人確認要求の要請など、必要な手続をとる所存です。以上

日 年 月 日

御中

〒

電話

通知人

(会)

事務所

電話

()

FAX ()

支 払 拒 絶 の 通 告 書

私は、貴殿から貸金返還請求を受けている者ですが、貴殿に対し、以下の通り通知します。

- 出資法5条は、業として、年20%を超える高金利の契約をし、受領し、又は支払を要求する行為は5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（又はこれらの併科）に、年109.5%を超える高金利の契約をし、受領し、又は支払を要求する行為は10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金（又はこれらの併科）に処せられるべき犯罪行為であると定めています。貴殿による高金利の契約、支払の要求は、出資法5条に違反する犯罪行為です。
- 貴殿が行っているのは、著しく高利の貸付けという形をとって、私から元利金等の名目で違法に金員を取得し、多大な利益を得るという反倫理的行為（社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為）です。
金銭の貸付の契約という形をとっても、それは公序良俗に反し無効のものであり（民法90条）、貸金返還請求権は存在しません。また、このような反倫理的行為に係る給付、すなわち不法原因給付についての不当利得返還請求は許されません（民法708条）。従って、いかなる名目であれ、貴殿が私に対して金銭の支払を請求する権利はありません（最高裁判所平成20年6月10日判決）。
- ここに私は、貴殿に対し、今後いっさい支払をしないことを通告します。
- そこで、私及び関係人に対して今後一切の請求をしないという念書として、下記に必要事項を記入してFAXで御返信下さい。
- 万一、私や親族、関係者に対し取立行為に及んだ場合、誠意ある回答、連絡なき場合は、損害賠償請求訴訟、出資法違反・貸金業法違反の告発、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者本人確認要求の要請など、必要な手続をとる所存です。

以上

念　　書

当社は、_____氏に対して何らの債権がないことを確認し、今後、同氏及び関係人に対して一切請求しないことを約束します。

また、_____氏より差し入れられている借用書等一切の書類を返還をします。

年　月　日

住　所_____

(名称・氏名) _____
殿

会　御中

6 警察へ被害届

被害者本人には、準備した被害明細表と証拠書類、「被害届」（書式編に書式を載せています）を持って、所轄の警察署へ行ってもらいます。窓口で「ヤミ金被害の相談に来ました」と言えば、ヤミ金事件を担当している「生活経済課」「生活安全係」などに行くように指示してくれるでしょう。

係官に対しては、「出資法違反（高金利）、貸金業法違反（無登録）という刑事事件について、被害届を出しに来ました」と言って、持参した書類を見せます。「借金のことで相談に来た」ではありません。ヤミ金被害の事件で、法律家や被害者の会にも相談中です、と伝えます。

「犯罪にならない」「証拠がないから動けない」などと言われないように、持参した書類に基づいて被害の事実を説明し、証拠を見せます。

応対した係官の名前を確認

「何かあつたら救援を求めるのですが、だれに、どうやって連絡すればいいですか」と聞きます。「私に連絡しなさい」と言ってくれた場合は、係官の名前と電話番号を聞きます。多くの場合は110番通報しなさいと言われるでしょうが、その場合は、「現場に来た警察官が話を分かってくれない場合は、私が今日ここで相談したということを言ってもいいですか。何係の誰に会ったと言えばいいですか」と言って、応対した係官の名前を聞きます。

借りたものは返せと言われたら

最高裁判所平成20年6月10日判決を受けて、警察庁のヤミ金融事案の被害者対応マニュアル（4訂版）は、「借りたものは返すべきだ」「せめて元本くらいは返して方がよい」などの対応はしてはいけない、と定めています。警察庁のマニュアルに従うべきだと、反論してください。

警告電話の要請

政府に設置された「多重債務者対策本部」は、2007年4月に「多重債務問題改善プログラム」を決定しました（資料編に概要を載せているので、コピーして持参すると良いでしょう）。その中に、警察は「違法な取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う」とあります。これを根拠に

して、「違法取立てを続けているヤミ金に対して、警察から警告電話をかけて下さい」と要請します。

「警察が電話すると、取立てがひどくなるかも知れない」と言われても、「信頼していますから、ぜひお願ひします」と要請して下さい。「あなた個人のために、そこまでできない」と言われたら、「多重債務問題改善プログラム」の概要のコピーを見せて、違法な取立てを中止させることは公の文書で確認されていることだ、と反論して下さい。

携帯電話契約者確認要求の要請

楽をして金儲けがしたいというヤミ金の最大の武器は、他人名義の携帯電話です。自分の身元を隠しながら、電話一本で被害者本人やその周囲にさまざまな嫌がらせをします。正体が見えないとということは、人を不安にさせます。ヤミ金の電話が停められたら、被害者はどんなに安心することでしょう。

「携帯電話不正利用防止法」は、①警察署長は、ヤミ金などの犯罪に利用された携帯電話について、携帯電話会社に対して契約者確認を要求できる、②携帯電話会社は、契約者が本人確認に応じない場合、その携帯電話を利用停止にすることができる、と定めています。

ヤミ金の「匿名性」を逆手にとって、本人確認ができないことを理由に利用停止に追い込む制度です。法律上「要求」する権限を認められたのは警察署長だけですから、大いに活用してもらう必要があります。「多重債務問題改善プログラム」は、「警察は、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討する」ことを掲げています。警察署長宛の「要請書」を書式編に載せておりますので、参考にして下さい。

警察の対応に関するアンケート

警察の現場対応に問題がある場合は、県警本部に是正・指導を求めるのが効果的です。

政府の「多重債務問題改善プログラム」に基づいて、各都道府県に「多重債務問題対策協議会」組織が設置されています。都道府県、県警、弁護士会、司法書士会などが構成員となっており、被害者の会がメンバーになっている協議会もあります。公の場で、具体的な事実を挙げながら問題点の改善を求めていくことが大事です。良い対応例があれば、それをもっと広めて欲しいと求めてもいいはずです。「警察の対応に関するアンケート」を書式編に載せておりますので、活用して下さい。

ヤミ金融被害の届出について

提出日

提出先

警察署

係 御中

被 害 者	氏名	フリガナ()
	住所	
	電話番号	
告 発 人	氏名	
	住所	
	電話番号	

被害者は、別紙「犯罪事実一覧表」の通りヤミ金融被害を受けています。

- 「犯罪利用口座」欄記載の各口座について、口座凍結の要請を行って下さい。
- 「犯罪利用電話」欄記載の携帯電話について、不正利用停止制度の活用を要請します。
- 「特記事項」欄記載の取立規制違反を行っているヤミ金融業者に警告電話をかけて下さい。

<参考>

「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)より抜粋

5. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化 (3)被害者等への対応

①ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法にもとづく携帯電話の利用停止制度を積極的に活用することを検討する。(警察庁、金融庁)

②警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知する。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込む。(警察庁)

警察庁「ヤミ金融事犯相談対応マニュアル(四訂版)」

「借りたものは返しなさい」「せめて元本だけは返した方がよい」などの対応はしないこと

7 取立規制の活用

警察官もいろいろです。こういう問題に苦手意識を持っている警官のことも念頭において、貸金業法の取立規制（貸金業法 21 条 1 項）は、外形的な事実に着目して取締りができるように、工夫されています。

被害者にとって、出資法違反の事実を警察官に説明し理解してもらうことが難しくても、貸金業法の取立規制を知つていれば、「現に、今、こういう違反行為もしています。警察署で、相手のことをよく調べて下さい」「相手に帰れと言うのではなくて、連れて行ってよく調べて下さい」と言えます。

1 取立てが来た！

ここはどこ？

訪問の場所が本人の勤務先などである場合、「居宅外の場所である」という外形的事実から、取立規制違反になり得ます（貸金業法 21 条 1 項 3 号）。
→「ここは、私の居宅（きょたく）ではありません。貸金業法違反です」

いま何時？

訪問の場所が本人の居宅である場合でも、夜 9 時から朝 8 時までという不適切な時間に取立てをすることは禁止されています（貸金業法 21 条 1 項 1 号、同法施行規則 19 条 1 項）
→「今、不適切な時間帯（夜 9 時から朝 8 時まで）です。貸金業法違反です」

帰って下さい

訪問の場所、時間帯がどうであれ、「その場所から退去を求められたのに、退去しない」ことは、取立規制違反になります（貸金業法 21 条 1 項 4 号）。
→「帰って下さいと言っているのに、帰ってくれません。貸金業法違反です」

近所から借りてこい、他の店に連れて行ってやるから借りてこい

こういうヤミ金得意の決めゼリフが、取立規制違反になります。他人や他の

業者から借りて払うことや、親族から援助を受けて払うことなどを要求する行為は、取立規制違反です（貸金業法 21 条 1 項 6 号）。

→「ほかから借金して払えと言われました。貸金業法違反です」

弁護士、司法書士に依頼している場合

弁護士・司法書士から受任通知書を受けたのに、直接本人に取立てを継続している場合は、取立規制違反になります（貸金業法 21 条 1 項 9 号）。

→「弁護士、司法書士に依頼しているのに、それを無視して私に直接取立てをしています。貸金業法違反です」

当たりをうろついて、しつこく何度も来る

貸金業法 21 条 1 項本文は、1 号から 9 号までに例示した言動に限らず、その他の「人の私生活もしくは業務の平穏を害するような言動」を禁止すると定めています。金融庁の「貸金業者向けの総合的な監督指針」では、例えば「反復継続して債務者等の居宅を訪問すること」などがこれに当たるとしています（貸金業者向けの総合的な監督指針 II - 2 - 1 9 取立行為規制(2)①イ）。合法的な貸金業者に禁止されることがヤミ金に許される道理はありませんので、当然、ヤミ金も執拗な訪問行為も取立規制違反となります。

威迫

貸金業法 21 条 1 項本文は、「威迫」行為を禁止しています。「貸金業者向けの総合的な監督指針」の制定によって廃止された旧「事務ガイドライン」では、①暴力的な態度をとること、②大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること、③多人数で債務者、保証人等の居宅に押しかけること、などを例に挙げていました。監督官庁のガイドラインから削られても、貸金業法 21 条 1 項本文にいう「威迫」の解釈としては、今もこれで正しいと言えます。

2 電話、FAX などの場合

どこにかけているか

本人の「居宅以外の場所」に電話をかけ、FAX を送信し、電報を送達するこ

とは、取立規制違反となり得ます（貸金業法 21 条 1 項 3 号）。勤務先に電話をかけたり、FAX を送ったりする行為は、これに当たります。本人の携帯電話にかけることも「居宅以外の場所に」電話をかけることに当たります。

いま何時

電話・FAX の宛先が本人の居宅である場合でも、夜 9 時から朝 8 時までという不適切な時間に取立てをすることは禁止されています（貸金業法 21 条 1 項 1 号、同法施行規則 19 条 1 項）。

しつこい電話、FAX、電報

反復継続して電話をかけ、FAX を送信し、電報を送達する行為（貸金業者向けの総合的な監督指針 II－2－1 9 取立行為規制(2)①イ）は、「人の私生活もしくは業務の平穏を害する言動」として、取立規制違反になり得ます（貸金業法 21 条 1 項本文）。

3 近所に貼り紙し、電話で言い触らす

あいつが金を払わない

貼り紙その他どんな方法であれ、借入に関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにする行為は、取立規制違反に当たります（貸金業法 21 条 1 項 5 号）。

4 本人以外の場合

お前が代わりに払え

本人以外の者に対し、本人に代わって金銭の支払を要求する行為は、取立規制違反です（貸金業法 21 条 1 項 7 号）。

→「私は本人でないのに、お前が代わりに払えと言われました。貸金業法違反です」

本人の居場所を教えろ、本人に伝えろ

本人以外の者が取立てへの協力（債務者等の居場所・連絡先を知らせることなど）を拒否しているのに、さらにこれを要求する行為は、取立規制違反に当たります（貸金業法 21 条 1 項 8 号）。親族、友人、隣人など、本人とどんな関係にある人でも、ヤミ金の取立てに協力する義務はありません。拒否する理由など考える必要はありません。「嫌だから」「義務がないから」で十分です。
→「私が断っているのに、取立てへの協力（本人の居場所や連絡先を教えろとか、本人に伝えろとか）を要求されています。貸金業法違反です」

5 実際に〇〇しなくても

〇〇するぞ

貸金業法 21 条 1 項各号（6 号以外）に掲げる禁止行為をすることを告げること（〇〇するぞ）も、取立規制違反になります（貸金業法 21 条 1 項 10 号）。禁止行為を実際にしなくとも、それを「告げる」だけで違反になるのです。6 号（他人から借りて払え）が除外されているのは、その場合は告げることと実際に要求する行為とが同じだからです。

「（深夜・早朝に）今からお前の家へ行くぞ」「会社へ行くぞ（お前をクビにしてやる）」「旦那にばらすぞ」「近所の奴らに知らせてやるよ（住めないようにしてやる）」「お前の親、兄弟から取ってやるぞ（周りに払ってもらうから）」「弁護士なんか関係ない、とことん追い込むぞ」などの典型的な脅し文句は、すべてこれに当たります。

6 取立規制違反は刑事事件

手を出さなくても「事件」

貸金業法 21 条 1 項違反は、法定刑は、2 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（又はこれらの併科）です（貸金業法 47 条の 3 第 3 号）。貸金業法 21 条 1 項本文、1 号から 10 号までのどれかの違反があれば、刑事事件なのです。

立件に向けて捜査を進めるだけでなく、警察官は被害者を保護するため、警

告電話や携帯電話の利用停止制度の活用などに取り組むべきです（多重債務問題改善プログラム）。

無登録業者にも適用

取立規制の条文は、「貸金業を営む者」を対象にしています。これは、無登録業者にも取立規制を適用するために、そういう表現をしているのです。登録業者だけを指す場合は、「貸金業者」という用語が使われます。

正当な理由？

取立規制の条文には「正当な理由なく」という要件が書かれています。正当な理由があれば違反ではない、という意味です。しかしこれは、合法的な貸金業者が法律的に有効な債権の取立てをする場面を、貸金業法の本来の適用場面として想定しているからです。法律的な権利が存在しないのに金銭の支払を要求するヤミ金には、そもそも「正当な理由」は成り立ちません。